

会議録（委員意見および事務局回答）

会議の名称	令和2年度（第2回）飯塚市自然環境保全対策審議会
開催形式	書面開催 ※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため
出席委員	馬奈木委員、菅野委員、高倉委員、河委員、平嶋委員、吉田委員
会議資料	<p>資料1・2 飯塚市自然環境保全条例に基づく届出一覧（令和2年5月～）について</p> <p>資料3 合同会社ノーバル・ソーラーについて</p> <p>資料4 合同会社アサヒ飯塚メガソーラーについて</p> <p>資料5 野見山産業株式会社について</p> <p>資料6 完了届出の提出について</p>
委員意見 および 事務局回答	<p>（1）飯塚市自然環境保全条例に基づく届出一覧（令和2年5月～）について【資料1、資料2】</p> <p>令和2.5.14 株式会社矢ヶ部開発（山口）※変更届出 令和2.9.30 エムアンドエイチ合同会社（明星寺）</p> <p>【委員意見】</p> <p>・飯塚市のハザードマップによると、飯塚市明星寺の事業（エムアンドエイチ合同会社）の近隣には土砂災害特別警戒区域や田畑がございますので、調整池などの十分な措置が必要ではないかと思えます。また、人工林に覆われた八木山のふもとである当該地域は、九州の里山を象徴する照葉樹林が残された地域ですので、自然への配慮が必要だと思えます。特に、植生を失うことによって害獣がふもとに出やすくなる恐れがないか等、十分な検討が必要だと思えます。</p> <p>→事務局回答</p> <p>・調整池および自然への配慮等について、今後どのような対応を想定しているのか事業者にお問い合わせ回答を求めます。</p> <p>【委員意見】</p> <p>・エムアンドエイチは、住民がどのような事で反対しているかの詳細が不明です。要望書の添付を求めます。</p> <p>→事務局回答</p> <p>・主に防災や農業関係です。本意見書に対する回答に地元の要望書を追加で添付いたします。</p> <p>【委員意見】</p> <p>・エムアンドエイチ合同会社について、届出についての意見はありません。しかし、事業縮小の計画変更となりましたが、縮小によって住民の不安や</p>

懸念事項が解消される内容になっているのかは不明です。説明会ではそれらがきちんと説明されるように要望することが望ましいと思います。

→事務局回答

・令和2年9月29日の当初の届出は、まだ契約等が終わっていない土地を含めた最大計画地として届出を提出されておりました。しかしながら、取得できない土地が発生したとして、令和2年11月2日に取得できなかった土地を削除した事業計画の変更届出書が提出されました。そのため、令和2年11月8日の説明会で、事業者から住民に対しておわびと事業者が取得している土地や契約している土地以外は開発しないことを説明しておられました。

今後、事業計画変更に伴う住民説明会が開催される予定となっており、住民の不安や懸念事項が解消されるよう、事業に至る経緯や図面等を改めて追加した、より詳細な事業説明が行われるよう事業者に対して要望いたします。

【委員意見】

・資料の地図が見にくいいため、今後は目印になるものなど表記してほしいです。

→事務局回答

・今後、資料の地図に目印になるものを表記するようにいたします。

(2) 現在までの動きについて (令和2年5月～)

① 合同会社ノーバル・ソーラーについて【資料3】

【委員意見】

・事業が完成していますが、防災工事なども計画通りなされているのか、また、地元自治会などからの意見は無いのでしょうか。

→事務局回答

・防災工事は県の完了検査も行われたことから、計画通りなされていると認識しております。現在、地元自治会より質問書が事業者提出されており、その回答をもって事業者と協定の協議に入ると伺っております。

【委員意見】

・調整池について、説明では以前（自然のまま）よりこの池があるため水害の防止（庄司川の氾濫を防ぐ）になるとのことでしたが、調整池は浅くとても大雨時に十分な役目を果たすとは思えません。

→事務局回答

・調整池は福岡県「林地開発許可申請の手引」に則り、調整池技術基準の30年確率の想定雨量強度（152mm/時）を採用しているとのこと。ま

た、令和2年9月9日の林地開発完了検査で調整池の検査も行っており、機能的に問題ないと認識しております。

② 合同会社アサヒ飯塚メガソーラーについて【資料4】

【委員意見】

・住民説明会が開催されていないのは条例違反です。早急に開催することを望むとともに開催できない理由を市に提出させるべきです。また、県に対しては、条例違反をしている状態の事業を停止させ、手続きと防災工事を完了させることを強く求めます。従わないのであれば、許可権者として事業を取り消すよう申し入れてください。開発をするうえで県の指導に従わなかったり、市の条例に違反するような業者は悪質ととらえられても仕方ありません。地域住民の不安を解消し、安全性を確保しなければ開発行為を行うことはできないと考えます。

・地元自治会等の話し合い（説明会）が実施されていない現状がそのままになっています。工事は中止できない状況でも、十分な説明と意見を聞くなどの手段を早急に求めます。

・住民は不安な気持ちで毎日を見守っています。説明会が難しいなら、住民に情報提供していただきたいです。

・落石以降、その理由や対策に関する説明会が行われていないまま事業が進められていることは問題であると思います。県がそのような状況を理解して指導が行われるようになったことは良いと思います。引き続き県や事業者への働きかけで早急に説明会が開かれるように促す必要があると思います。

→事務局回答

・住民説明会について、飯塚市自然環境保全条例の届出に基づく住民説明会は開催され、住民からの意見書およびその意見書に対する事業者からの見解書が提出されていることから、飯塚市自然環境保全条例第11条に基づく説明会は完了しており、条例違反ではないと認識しております。しかしながら、開発行為に伴う騒音・振動・粉塵の被害や令和2年9月21日に発生した落石事故など地域住民の不安が払拭できていないことから、住民説明会開催の要望を受け、飯塚市自然環境保全条例第4条（周辺住民に対する当該事業の説明に努めなければならない）に基づき、市および福岡県から事業者に対して再三住民説明会の申し入れを行ってまいりました。

現在、林地開発の許可権者である福岡県主導のもと、令和2年12月19日に周辺自治会を含めた5～8自治会の代表者3名以内まで（新型コロナウイルス対策）の人数制限を設けて開催する予定となっております。また、

地域住民の不安を払拭することができるように、事業者には関係法令の遵守と丁寧な説明を行うように、今後とも関係機関と連携しながら対応していきたいと考えております。

③ 野見山産業株式会社について【資料5】

【委員意見】

・地元の人の意見を十分に聞き、きちんとした工事がなされるように指導をお願いしたいです。

→事務局回答

・地元の人の意見を十分に聞くことに関しまして、現在、地元からの要望を受け、協定書の締結に向けて地元自治会および事業者と調整を図っています。また、地元自治会からの要望を受け、飯塚市自然環境保全条例第15条に基づき、定期的な立ち入り調査を実施することを事業者に伝えていきます。直近では12月8日に行っております。

今後は、きちんとした工事がなされる（届出通りに工事がなされる）ように定期的な立ち入り調査とともに福岡県とも連携して対応していきたいと考えております。

【委員意見】

・計画通りに事業が行われているのか不明です。防災工事は完了しているのか？不安があった住民への説明は行われていますか？

→事務局回答

・現在、福岡県の指導を受け土砂搬入は停止しております。11月8日の県の定期確認に動向し、防災工事の進捗状況を確認しております。防災工事の状況といたしましては、土砂を搬入しなければ形勢できない箇所もあり、その影響で図面通りの防災工事ができずに仮設の防災工事に対応していることを確認しており、届出通りの防災工事は完了しておりません。しかしながら、この仮設を含めた防災工事今年度の梅雨時期に問題がなかったことから、一部法面の形成および緑化を行った後、図面通りの防災工事を完了させるためにも、土の搬入を再開させたいとのことです。（時期は未定）

現在、市と地元自治会で協定書の締結に向けた調整の話し合いを行っており、その際、市で把握している情報を共有しております。また、地元自治会は福岡県とも数か月に1回程度、防災工事等の進捗具合について情報共有を行っていると考えております。

(3) 完了届出の提出について【資料6】

令和2.6.30 株式会社アルティメット ※令和元年7月2日届出

	<p>令和 2.11.2 日本エネルギーシステム株式会社 ※平成 30 年 10 月 1 日届出</p> <p>【委員意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・意見無し
<p>そ の 他</p>	<p>【委員意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コロナ禍の状況ではありますが、十分な対策をとっての論議の場を設けて欲しかった。当該自治会等にとっては審議会への期待もあり、できることは限られていますが書面では理解できないことも多いと思います。 <p>→事務局回答</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染拡大の第 3 波のため、急遽書面開催となりました。書面では論議できないという意見もあることから、今後書面開催の方法や対面での開催ができるような対策を協議して参りたいと考えております。